

三重県建築物震後対策推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、三重県建築物震後対策推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する、被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適切な運用と県及び市町相互の支援等に関してあらかじめ調整を行うことはもとより、建築物の震後対策について会員相互の連携を図ることにより、被災時における県民生活の安定に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- 一 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定（以下併せて「判定」という。）の実施体制の整備に関すること。
- 二 判定実施のための県、県内市町及び県内建築関係団体の相互支援の連絡体制の整備に関すること。
- 三 判定の備品の整備に関すること。
- 四 被災建築物応急危険度判定を行う際に、応急危険度判定士を指揮・監督する市町職員等（コーディネーター）の養成に関すること。
- 五 判定の実施に関する調査、研究及び情報収集に関すること。
- 六 判定の実施に関する訓練の企画及び実施に関すること。
- 七 その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 会員

(会員)

第4条 協議会の会員は、別紙1の会員名簿のとおりとする。

(会費)

第5条 協議会の会費は徴収しない。ただし、協議会の事業運営のため必要があると総会の議決をもって承認された場合は、この限りではない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名

- | | |
|-------|----------------|
| 二 副会長 | 1名 |
| 三 幹事 | 県内特定行政庁の市から各1名 |

(選任)

第7条 会長には三重県県土整備部建築開発課長の職にある者を充てる。

- 2 副会長は、幹事である市の中から別紙2の順に各市の建築（又は開発）主務課長（以下、「建築等主務課長」という。）を充てる。
- 3 幹事は、県内特定行政庁の市の建築等主務課長を充てる。

(職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 幹事は、幹事会を組織し、規約及び総会の議決に基づき会務を執行する。

(任期)

第9条 役員の任期は1年とする。

(報酬)

第10条 役員は無給とする。

第4章 会議

(種類)

第11条 会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、会長若しくは幹事会が必要と認めたとき開催する。
- 3 臨時総会は、会長若しくは幹事会が必要と認めたとき、又は会員である建築関係団体から会議の目的である事項を示した請求があったときに開催する。

(招集及び議長)

第13条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会の議長は、総会の出席会員の中から選出する。
- 3 総会は、会員数の3分の1以上の出席をもって成立する。

(議決事項)

第14条 総会は、次の事項を議決する。

- 一 規約の改正
- 二 その他協議会の運営に関する重要な事項

(議決権)

第15条 総会の議決権は、1会員に1個とする。

- 2 総会の議決権は、会員の代表者又はその代理人が総会に出席して行使する。

- 3 総会に欠席する会員は、他の出席会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、当該会員は出席したものとみなす。

(議決方法)

第16条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決定する。ただし、可否同数の場合は、議長が決定する。

- 2 規約を改正する場合は、前項の規定にかかわらず、総会において出席会員の3分の2以上の多数による同意をもって決定する。

(幹事会)

第17条 幹事会は、会長、副会長及び幹事で組織し、会長が招集する。

- 2 幹事会は規約に定めるもののほか、総会に付議すべき事項、総会の議決した事項の執行方法その他協議会の運営上必要な事項を審議する。
- 3 幹事会の議長は、幹事会の出席者の中から選出する。
- 4 幹事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。ただし、可否同数の場合は、議長が決定する。

第5章 部会

(部会)

第18条 協議会は、協議会の運営及び事業の執行のため、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び部会の運営に関する事項の決定並びに部会委員の選任は、幹事会が行う。

第6章 事業年度

(事業年度)

第19条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第7章 雑則

(事務局)

第20条 協議会の事務を処理するため、三重県県土整備部建築開発課に事務局を置く。

(雑則)

第21条 この規約に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附則)

- 1 この規約は、協議会の設立総会の日から施行する。
- 2 協議会設立当初の役員の任期は、第8条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成14年度の通常総会までとする。
- 3 協議会設立当初年度の事業年度は、第20条の規定にかかわらず、設立総会の日か

ら平成13年3月31日までとする。
(設立総会 平成12年1月17日)

(附則)

この規約は、平成14年8月22日から施行する。

(附則)

この規約は、平成15年8月25日から施行する。

(附則)

- 1 この規約は、平成16年8月27日から施行する。
- 2 三重県被災建築物応急危険度判定協議会は、協議会の成立の時に於いて解散し、その一切の権利及び義務は、その時に於いて協議会が承継する。
- 3 被災宅地危険度判定制度においては、協議会での検討の成果を降雨災害による被災宅地の危険度判定に引き続き反映させていくものとする。

(附則)

この規約は、平成21年9月18日から施行する。

(附則)

この規約は、平成24年10月12日から施行する。

(附則)

この規約は、平成26年10月8日から施行する。

(附則)

この規約は、令和元年8月30日から施行する。

(別紙 1)

三重県建築物震後対策推進協議会会員名簿

地方公共団体	三重県 いなべ市 桑名市 四日市市 鈴鹿市 亀山市 津市 松阪市 伊勢市 鳥羽市 伊賀市 名張市 尾鷲市 熊野市 志摩市 木曾岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町 多気町 明和町 大台町 玉城町 南伊勢町 度会町 大紀町 紀北町 御浜町 紀宝町
建築関係団体	一般社団法人 三重県建築士会 一般社団法人 三重県建築士事務所協会 一般社団法人 三重県建設業協会 公益社団法人 日本建築家協会東海支部三重地域会

三重県建築物震後対策推進協議会役員名簿

会長	三重県県土整備部建築開発課長
副会長	幹事である市の中から別紙2の順に各市の建築等主務課長を充てる。
幹事	桑名市建築等主務課長 四日市市建築等主務課長 鈴鹿市建築等主務課長 津市建築等主務課長 松阪市建築等主務課長 伊賀市建築等主務課長 名張市建築等主務課長 亀山市建築等主務課長

(別紙 2)

R1 年度	鈴鹿市	R5 年度	名張市
R2 年度	津市	R6 年度	亀山市
R3 年度	松阪市	R7 年度	桑名市
R4 年度	伊賀市	R8 年度	四日市市
※ R9 年度以降は、鈴鹿市へ戻る。			